

作成年月日	令和2年12月21日
作成課室名	産業労働部産業振興局地域金融室

新型コロナウイルス対策6資金の融資実行期限の延長等について

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症に関する融資制度を創設しその充実を図ってきました。

このたび、12月8日（火）に閣議決定された国の総合経済対策において、新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子・無保証料）の延長が打ち出されたことを受け、融資実行期限を「令和3年1月末」から「5月末」（保証申込期限：「令和2年12月末」から「令和3年3月末」）まで延長します。

これと併せて、危機対応貸付を除く新型コロナウイルス対策4資金について、以下のとおり融資実行期限を「令和3年3月末」まで延長します。

資金名	融資実行期限 (現行)	融資実行期限 (改正)	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融 資 限 度 額
① 新型コロナウイルス対策貸付	R2.2.25～ R3.1.31	延長 R3.3.31	セーフティネット(SN)保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.7% (0.8%※2)	2.8億円
② 経営活性化資金	R2.3.16～ R3.1.31		迅速な融資審査		金融機関所定 (0.8%※2)	5,000万円
③ 借換等貸付			県制度融資の借換			
④ 新型コロナウイルス危機対応貸付	R2.3.16～ R3.1.31	同左 (※1)	①のさらに別枠利用	危機関連保証	0.7% (0.8%※2)	2.8億円
⑤ 新型コロナウイルス感染症 対応資金(無利子・無保証料)	R2.5.1～ R3.1.31	延長 R3.5.31	最大で当初3年間無利子、保証料免除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0% 4年目以降0.7% (最大0.0%)	4,000万円
家賃等つなぎ融資	同上	同上	同上	同上	同上	法人:600万円 個人事業主: 300万円
⑥ 新型コロナウイルス感染症 保証料応援貸付	R2.6.22～ R3.1.31	延長 R3.3.31	⑤の限度額超の資金ニーズに対応	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	0.7% (0.0%)	5,000万円

※1 危機対応貸付については、危機関連保証の指定期間の延長が現時点では決定していないため、融資実行期限の延長については、保証制度の延長が決まり次第決定します。

※2 SN保証・危機関連保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で1.15%）